

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）

参考資料3

令和6年4月の改正児童福祉法の施行（児童発達支援センターの機能強化等）も踏まえつつ、**こども・家族への質の高い支援の確保・充実**を図るとともに、**地域全体の障害児支援体制の強化**を図る
【児者全体の改定率+1.12%】

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

■ 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制を充実

○福祉型・医療型、福祉型3類型（障害児・難聴児・重症児）の一元化 ○児童発達支援センター等における中核機能の評価

2. 質の高い発達支援の提供の推進

■ 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進

○総合的な支援の推進 ○支援時間や経験年数等を勘案したきめ細かい評価（基本報酬における時間区分、児童指導員等加配加算 等）
○保育・教育、医療、社会的養護との連携の評価 ○セルフケアの場合の事業所間連携の評価
○将来の自立等に向けた支援の評価（自立通所に向けた支援、学校卒業後の生活を見据えた支援）

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実

■ より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

○医療的ケア児・重症心身障害児（福祉職員による医療的ケア、主として重症児の基本報酬、入浴支援、送迎加算、共生型サービスでの評価）
○強度行動障害を有する児（予防的支援や状態が強い児への支援、集中的支援への評価）
○ケアニーズの高い児（著しく重度の障害児、人工内耳装用児、視覚・聴覚・言語機能障害児への支援の評価）
○不登校児童（学校と連携した支援への評価） ○居宅訪問型児童発達支援の充実

4. 家族支援の充実

■ 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングを向上

○家族への相談援助等の充実（家庭・事業所・オンラインでの相談等の評価充実、支援場面等を通じた学びの評価）
○預かりニーズへの対応（発達支援後の預かりニーズに対応した支援への評価）

5. インクルージョンの推進

■ 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

○通所支援事業所における取組の推進（個別支援計画に基づく取組の推進、移行支援の取組への評価充実）
○保育所等訪問支援の充実（訪問先や関係機関との連携強化、経験ある人材や多職種連携による支援、支援ニーズの高い児への支援の評価）

6. 障害児入所支援の充実

■ 家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える

○地域生活に向けた支援の充実（移行支援計画に基づく取組の推進、関係機関連携や体験支援への評価、日中活動支援の評価充実）
○小規模化等による質の高い支援の提供推進（小規模グループケアへの評価 等）
○支援ニーズの高い児への支援の充実（強度行動障害を有する児、被虐待児への支援の評価） ○家族への相談援助等の充実

■ このほか、**職員の処遇改善**（加算の一本化・充実）、**虐待防止の推進**（防止措置未実施減算の創設）、**障害児相談支援の充実** 等にも対応

R6.4.1
こども家庭庁
支援局障害児
支援課資料
より

①家庭的な養育環境の確保〔福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設〕

- 家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対して、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

【新設】

- 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。（第20条第2項・新設）

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

ポ イ ン ト

- 本基準は、障害児入所施設における支援が、できる限り良好な家庭的な養育環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが重要であることに鑑み、家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、指定福祉型障害児入所施設（指定医療型障害児入所施設）は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならないこととしたもの

- なお、良好な家庭的環境の提供の視点も盛り込んだ「障害児入所施設運営指針」（令和3年障発0909第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）について、適切な入所支援の提供にあたって参考とすることが望ましい旨を、留意事項通知において示している（基準省令第20条（指定入所支援の取扱方針）の解釈部分）

① 支援におけるこどもの最善の利益の保障【福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

【新設】

- 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。（第20条第3項・新設）
- ○児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。（第21条第2項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。（第21条第5項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。（第22条第2項・新設）

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

ポ イ ン ト

- 本基準は、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、指定福祉型障害児入所施設（指定医療型障害児入所施設）に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、①入所支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること、②業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めるもの
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。
- 入所支援計画の作成にあたっての個別支援会議における、「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制」の確保として、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる（その際言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要）
- 児童発達支援管理責任者は、従業員に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められる。これらを適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい
- 今回の改定にあわせて、支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮に関して、考え方や取組の留意点などを示した手引きをお示しする予定（令和6年度早期に発出予定）

① 移行支援計画の作成（基準）〔福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設〕

- 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対し、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

【新設・一部改正】

（指定障害児入所施設等の一般原則）

- 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効率的に指定入所支援を提供しなければならない。（第3条・見直し）
- 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。（第20条第1項・見直し）
- 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。（第21条の2第1項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。（同条第2項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果等に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。（同条第3項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。（同条第4項・新設）

※このほか入所支援計画作成の規定を準用

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

ポ イ ン ト

- 本基準は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行等により、障害児入所施設は原則18歳未満、最長22歳までの利用となり、入所児童について、都道府県・政令市の調整の下、障害児入所施設から成人期の生活へ円滑な移行に向けた取組が進められることを踏まえ、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、同計画に基づき、個々の状況に応じた丁寧・着実な移行支援を進めることとしたもの

- 移行支援計画の作成・見直しの手順や留意点については、入所支援計画の作成と同様。なお、移行支援計画の作成を含めた「移行支援の手引き」（令和3年12月の移行調整の手引きの見直し）を令和6年度早期に発出予定

- 15歳未満の障害児であっても、家庭に戻ることや里親に委託されること等、退所が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から、移行支援計画を作成することが望ましい。この場合に、移行支援関係機関連携加算等の算定も可能。また、有期有目的での短期間の入所の場合など、当該施設における移行支援が明らかに不要と判断される場合には、入所支援計画に退所に向けた支援の内容を盛り込むことで作成に代えることが可能